平成２７年（フ）第４６号
大阪市城東区今福西４丁目４番30号
債務者　西本　淑子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８号
愛知県みよし市福谷町根浦27番地291　シャルマンＢ－６号
債務者　桝本　礼奈
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
愛知県豊橋市東田町字東前山11番地１　406、従前の住所愛知県豊橋市東小鷹野３丁目19番地20
債務者　ひらのパワーオンこと　平野　良行
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚公美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３９１号
名古屋市名東区社口２丁目1018番地
債務者　渡辺　篤秀
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目７番地13　ベルピア川越第１－２－110号室
債務者　平井　　文
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８号
石川県小松市白嶺町２－20　エクラスリー102号、住民票上の住所石川県金沢市泉本町２丁目12番地６
債務者　齊藤　優也
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５１５号
札幌市東区北26条東９丁目３番８号　ハイツスノートピアⅡ101号
債務者　片桐　慶子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田真奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１７号
千葉市花見川区幕張町４－635　シーガルハイツ参番館103号、住民票上の住所千葉市花見川区幕張町４丁目36番地１
債務者　渡邉　久志
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月８日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４号
愛知県豊橋市平川本町３丁目７番地の37　106
債務者　谷川　　徹
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８９号
岡山市北区東花尻99番地18Ａ201
債務者　平田　和浩
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
大分県中津市大字下宮永685番地７
債務者　前　　一美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月８日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
東京都国分寺市高木町１丁目10番地36シングル国立102
債務者　汐田　庄悟
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３１号
東京都日野市南平７丁目25番地の20アルティアユウ206
債務者　小林　成郷
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
釧路市星が浦大通３丁目４番12号　スターシャイン102号
債務者　小林　伸治
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
長崎県雲仙市吾妻町川床名2408番地、前住所長崎県諫早市小長井町打越782番地
債務者　岩本　亜紀
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係